

誓 約 書

温泉法第 4 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに該当しない者であることを誓約します。

〇〇 〇〇 印

温泉法抜粋

(許可の基準)

第四条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であるとき。

五 申請者が第九条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。

六 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。